

東京発達と教育研究会 規約

2000年4月22日 制定
2002年5月11日 改定
2004年5月9日 改定
2006年4月23日 改定
2007年5月20日 改定
2008年5月18日 改定

1. 会の名称

本会は「東京発達と教育研究会」と称する。

2. 目的

本会は、発達にかかわる実践的な研究および支援ならびにネットワーク作りを目的とする。

3. 事業

本会は、その目的を達成するために次の事業をおこなう。

- ・総会・記念講演会。
- ・公開研修会（一般向けの情報提供および研修）。
- ・会員研修会（会員のみを対象とした情報交換および研修）。
- ・会報の発行。
- ・ホームページ、メーリングリストによる情報提供および情報交換。
- ・上記に付帯する事業。

4. 会員

本会の会員は、個人会員および賛助会員とする。

- ・個人会員
本会の目的に賛同し、所定の会費を納めた者。
- ・賛助会員
本会の目的に賛同し、財政的援助をおこなう個人または団体。

5. 運営委員および監事

本会の事業を円滑に行うために、運営委員複数名および監事2名を置く。また、運営委員の互選により会長および1名または複数名の副会長を定める。

6. 運営委員および監事の職務

- ・運営委員は会務全般につとめ、研修会を開催する。
- ・会長は、本会を代表し会務を統括する。
- ・副会長は会長を補佐し、代理する。
- ・監事は本会の会計を監査する。

7. 会議

- ・会長は、会員総会および運営委員会を招集する。
- ・本会の組織と運営に関する最終の決定は毎年1回の会員総会でおこなう。
事業計画および予算、事業報告および決算は総会で承認を受けなければならない。
また、総会は運営委員および監事を選出する。
- ・運営委員会は、総会に提出する議案その他の重要事項を審議する。

8. 会計

- ・本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- ・本会の経費は、会費、研修会参加費、寄付金または補助金等をもってあてる。
- ・個人会員の会費は年額2500円とする。

9. 補則

- ・本会は、関係諸機関、諸団体と連携していく。
- ・本会の会員は、個人情報の取り扱いに責任を持ち、研修会、会報、ホームページ、メーリングリストなどで知り得た個人情報についての守秘義務を負う。
- ・連続して2年度分の会費が未納の個人会員は、翌年度から会員の資格を失う。
- ・本会の名誉を傷つけたまたは目的に添わない会員は、運営委員会において退会させることができる。